

発議案第 4 号

富津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 3 年12月16日提出

提出者	富津市議会議員	福 原 敏 夫
賛成者	同	三 木 千 明
	同	関 努

富津市議会議長 渡 辺 務 様

提案理由

議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の現在の交付額月額 3 万円を、近隣他市と同額の月額 2 万円に引き下げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

富津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「36万円」を「24万円」に改め、同項ただし書中「3万円」を「2万円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。